昭和五十二年度	三・〇八一
昭和五十三年度	二・八六八
昭和五十四年度	二・六六七
昭和五十五年度	二・四七五
昭和五十六年度	二・二九四
昭和五十七年度	二・一二二
昭和五十八年度	一・九六〇
昭和五十九年度	一・八〇五
昭和六十年度	一・六五九
昭和六十一年度	一・五二一
昭和六十二年度	一・三八九
昭和六十三年度	一・二六五
平成元年度	一・一四七
平成二年度	一・〇三五
平成三年度	〇・九二九
平成四年度	〇・八二八
平成五年度	〇・七三三
平成六年度	〇・六四二
平成七年度	〇・五五七
平成八年度	〇・四七六
平成九年度	〇・三九九
平成十年度	〇・三二六
平成十一年度	〇・二七五
平成十二年度	〇・二二六
平成十三年度	〇・一七九
平成十四年度	〇・一三三
平成十五年度	〇・一一七
平成十六年度	〇・一〇一
平成十七年度	〇・〇八二
平成十八年度	〇・〇六四
平成十九年度	〇・〇四八
平成二十年度	〇・〇三三
平成二十一年度	〇・〇二一
平成二十二年度	〇・〇〇九

（平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表平成十六年改正法第七条の規定による改正前の厚生年金保険法の項中「

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一

」を「

平成二十四年四月から平成二十五年三月まで	一・〇〇一
平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	一・〇〇一

」に改める。

第十一条第二項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「平成二十二年」を「平成二十三年」に改める。

（国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正）

第五条　国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成十七年政令第九十二号）の一部を次のように改正する。

第一条（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第二条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に、「〇・九六四」を「〇・九五一」に改める。

第三条の見出し中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条の表中「四四、九四〇円」を「四五、一二〇円」に、「八九、八八〇円」を「九〇、二四〇円」に、「一三四、八二〇円」を「一三五、三六〇円」に、「一七九、七六〇円」を「一八〇、四八〇円」に、「二二四、七〇〇円」を「二二五、六〇〇円」に、「二六九、六四〇円」を「二七〇、七二〇円」に改める。

第四条（見出しを含む。）中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改める。

第六条の見出し及び同条第一項中「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第二項の表に次のように加える。

平成二十五年四月から平成二十六年三月まで	〇・九三七